

44

(仮称)石坂産業株式会社新規プラント建設事業
環境影響評価調査計画書

概要版

令和5年1月

石坂産業株式会社

目 次

第 1 章 事業者の名称及び住所	1
第 2 章 対象事業の目的及び概要	2
2.1 対象事業の名称	2
2.2 対象事業の目的	2
2.3 対象事業の実施区域	2
2.4 対象事業の規模	5
2.5 対象事業の実施期間	5
2.6 対象事業の実施方法	6
2.6.1 施設の配置計画	6
2.6.2 処理計画	7
2.6.3 主要設備の概要	8
2.6.4 処理する廃棄物の組成	9
2.6.5 公害防止に関する計画	9
2.7 工事計画	13
2.7.1 工事工程	13
2.7.2 工事用車両の走行経路	13
2.7.3 工事中における環境保全対策	14
第 3 章 調査項目	15
第 4 章 調査の方法	16
第 5 章 地域の概況	25
第 6 章 環境の保全についての配慮事項	29
6.1 公的な計画及び指針との整合性	29
6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域	34
6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域	34
6.2.2 その他の配慮すべき地域	35
6.3 対象事業の立地回避が困難な理由	36
6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由	36
6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由	36
6.4 対象事業による影響の回避または低減処置の検討	36

第 1 章 事業者の名称及び住所

名 称 : 石坂産業株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役 石坂 典子

主たる事務所の所在地 : 埼玉県入間郡三芳町上富緑 1589-2

第 2 章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称

対象事業の名称 : (仮称)石坂産業株式会社新規プラント建設事業
対象事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置
(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 6 号)

2.2 対象事業の目的

当社は昭和 42 年の創業以来、資源リサイクル化技術を追求し、時代の変化とニーズに合わせ、産業廃棄物の減量化、資源の再生・再利用、最終処分場の延命等に取り組んでいる。今後も廃棄物処理施設を通じて、地域循環共生圏の創造による持続可能な地域づくりや、カーボンニュートラル 2050 の実現に向けた地域の脱炭素化の推進等、社会的課題の解決に努めていく考えである。一方で、日本国内における最終処分場の残余容量は年々減少しており、廃棄物の減量化も引き続き課題となっている。

そこで本事業は、焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等に貢献するため、深谷市内の工業団地内に廃棄物の焼却施設を設置することを目的とする。

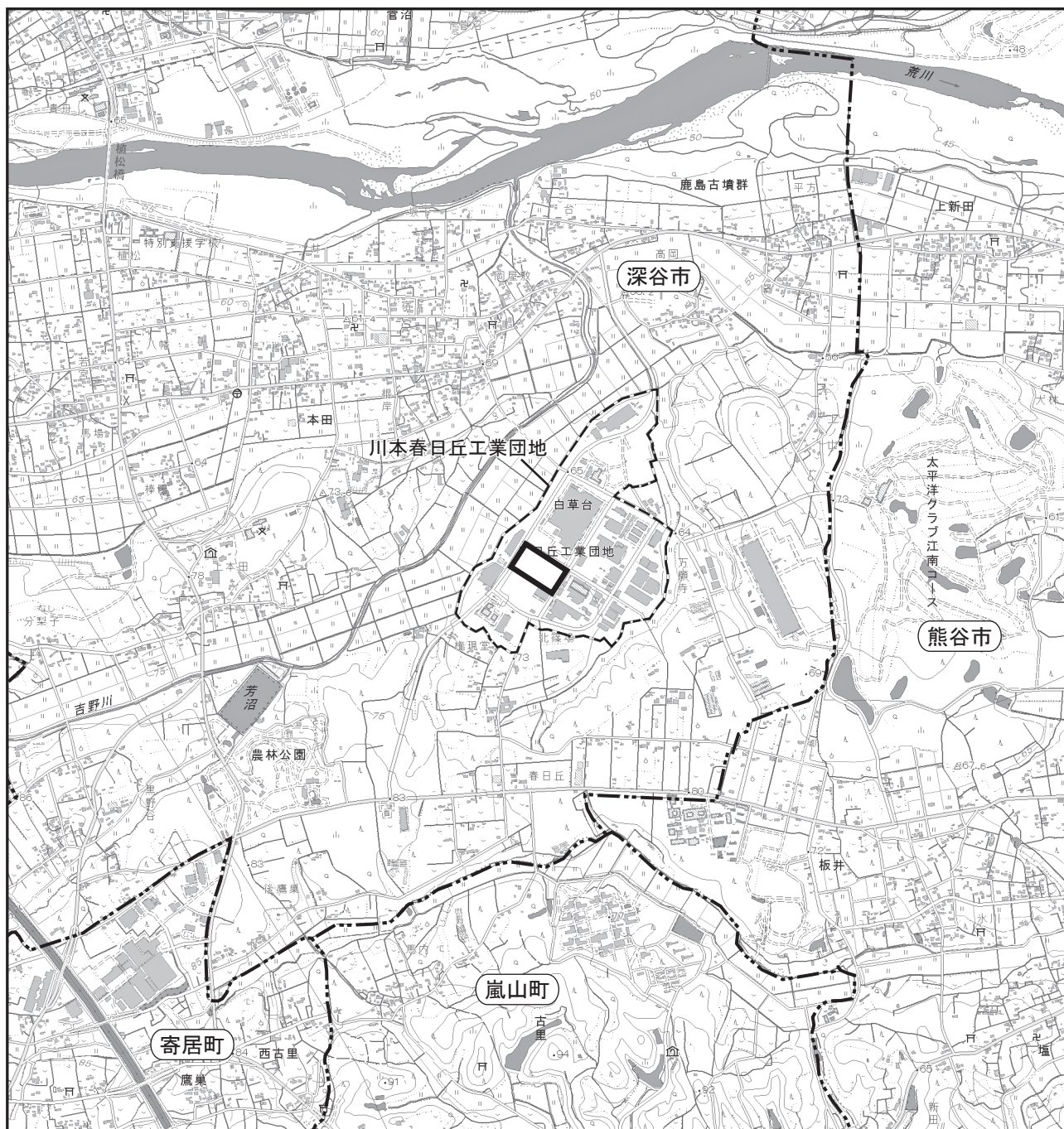
2.3 対象事業の実施区域

2.3.1 計画地の位置

対象事業の実施区域(以下「計画地」という。)の位置は、図 2-1 及び写真 2-1 に示すとおりである。

計画地は、埼玉県深谷市南部の川本春日丘工業団地内に位置しており、敷地面積は約 22,000m²である。

住所:埼玉県深谷市白草台 2909-56 (川本春日丘工業団地内)



凡 例

 : 計画地

 : 市町界



0 500 1,000m

1 : 25,000

図2-1 計画地の位置



凡 例

: 計画地

--- : 市町界

出典:「Google Map」(2022年)



0 500 1,000m
1 : 25,000

写真2-1 計画地の位置(航空写真)

2.4 対象事業の規模

対象事業の規模は、表 2-1 に示すとおりである。

本事業は、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を行う事を目的とし、燃焼施設等を新設する計画である。

表 2-1 対象事業の規模

項目	計画施設	
廃棄物の種類	廃棄物全般 (一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物)	
敷地面積	約 2.2ha	
排出ガス	湿り排ガス量	76,960m ³ N/h×2 炉
	乾き排ガス量	70,830m ³ N/h×2 炉
規模	125t/日×2 炉	
稼働時間	24 時間連続運転	

2.5 対象事業の実施期間

対象事業の実施工程は、表 2-2 に示すとおりである。

環境影響評価を令和 6 年度まで行い、その後令和 7 年度から令和 9 年度まで工事を行い、供用開始は、令和 9 年度を予定している。

なお、対象事業の実施工程は現時点での計画であり、今後、関係する法令の協議等を踏まえ、変更する可能性がある。

表 2-2 対象事業の実施工程

項目 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■	■	■			
施設工事				■	■	■
施設供用						■

2.6 対象事業の実施方法

2.6.1 施設の配置計画

計画地内の施設配置を、図 2-2 に示す。

計画地内の施設として、廃棄物受入棟、計量棟及びプラントの配置を予定している。

なお、配置図は現時点での計画であり、今後、関係する法令の協議等を踏まえ、変更する可能性がある。

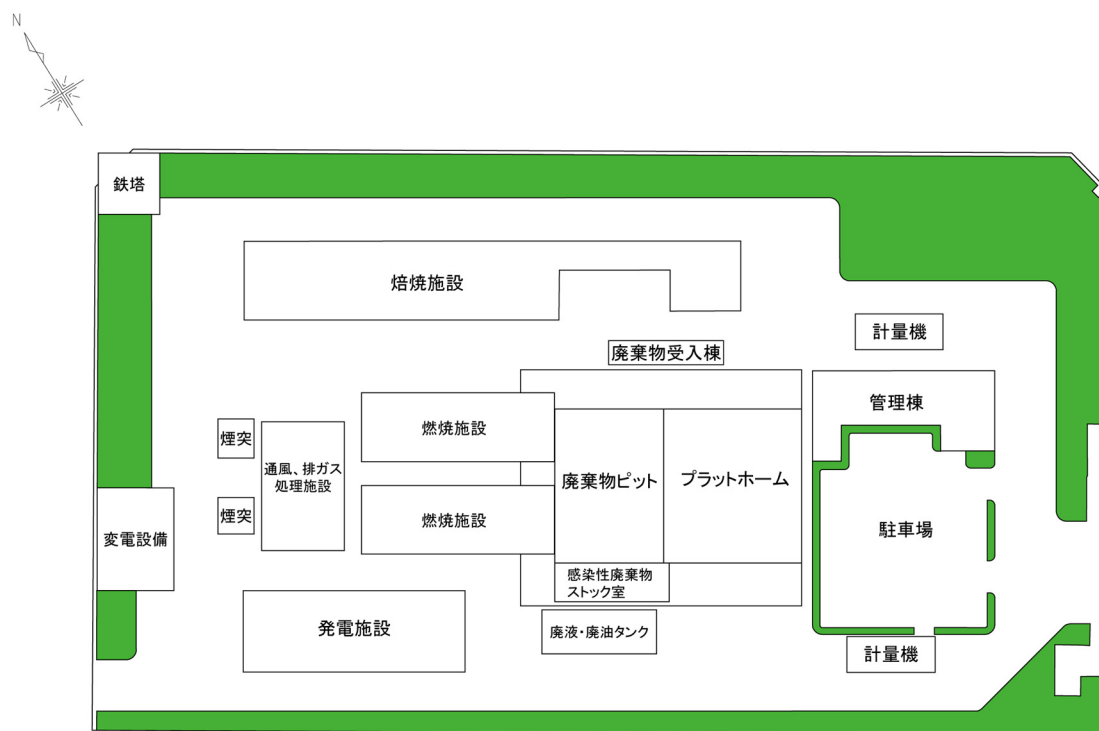


図 2-2 施設配置計画

2.6.2 処理計画

処理計画のフロー図は、図 2-3 に示すとおりである。

計画施設では、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処理対象とし、ロータリキルン・ストーカ式で処理を行う計画である。

なお、処理計画は現時点での計画であり、今後、関係する法令の協議等を踏まえ、変更する可能性がある。

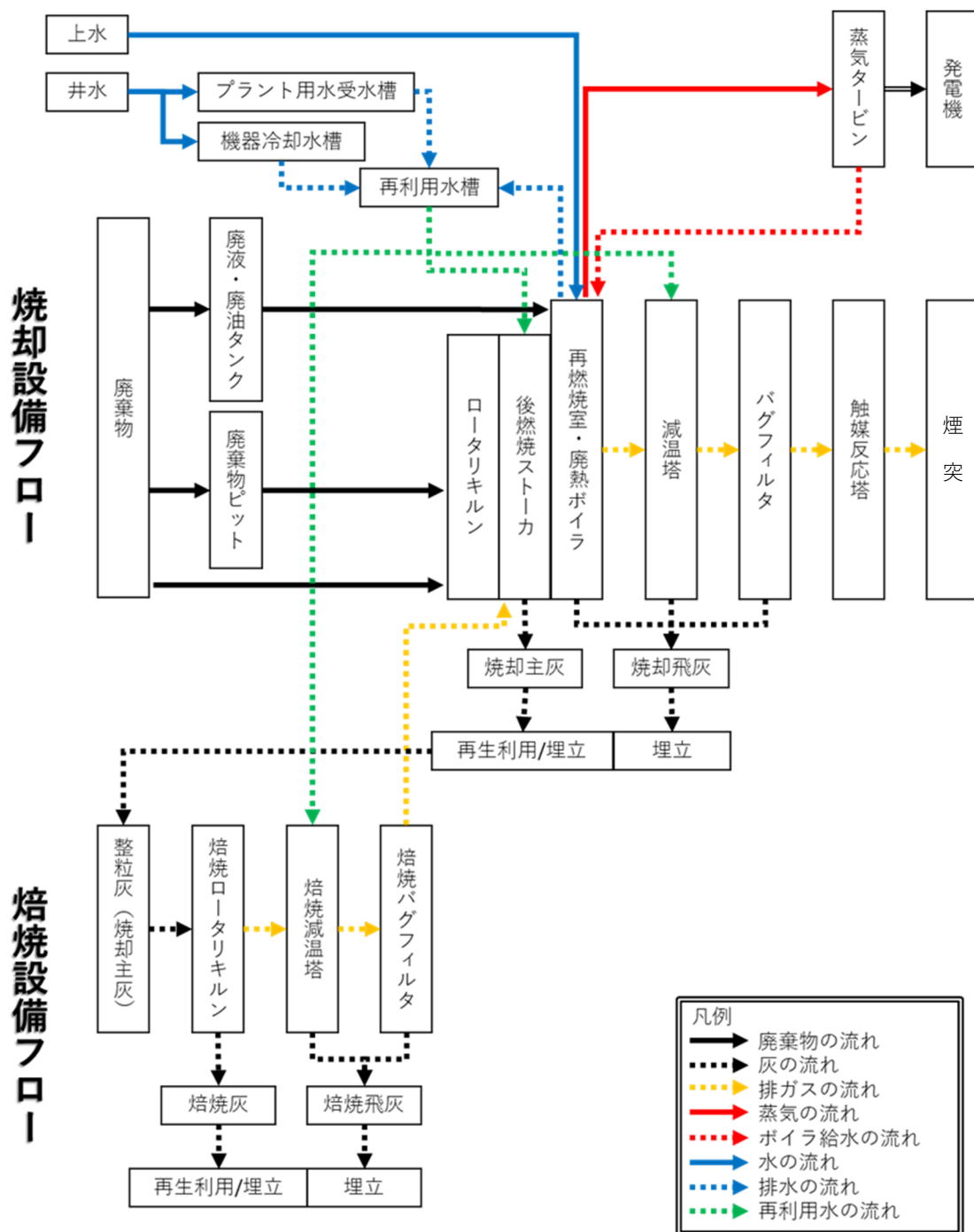


図 2-3 処理計画のフロー図

2.6.3 主要設備の概要

現在、設置を計画している主要設備の概要は、表 2-3 に、燃焼施設の概要は表 2-4 に示すとおりである。

表 2-3 主要施設の概要

主要設備	名 称
受入供給設備	計量機、廃棄物ピット、廃液・廃油タンク
燃焼設備	ロータリキルン、後燃焼ストーカ、
通風設備	押込ファン、二次空気ファン、誘引ファン
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ
排ガス処理設備	減温塔、バグフィルタ、触媒反応塔、煙突
灰処理設備	主灰コンベヤ、選別コンベヤ、飛灰コンベヤ、飛灰ホッパ、
給排水設備	プラント用水受水槽、機器冷却水槽、再利用水槽
余熱利用設備	蒸気タービン
焙焼設備	焙焼ロータリキルン、焙焼減温塔、焙焼バグフィルタ

表 2-4 燃焼施設の概要

項 目	内 容	
処理方式	ロータリキルン・ストーカ式	
処理する廃棄物の種類	紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、廃プラスチック類、汚泥、動植物性残渣、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、感染性廃棄物	
処理能力	125t/日×2 炉	
排ガス量	湿り排ガス量	76,960m ³ N/h×2 炉
	乾き排ガス量	70,830m ³ N/h×2 炉
煙突高さ	約 35m	
稼働時間	24 時間連続運転	
年間稼働日数	300 日間	

2.6.4 処理する廃棄物の組成

現在、想定している処理する廃棄物の組成は表 2-5 に示すとおりである。

表 2-5 処理する廃棄物の組成(1 炉当り)

対象廃棄物	焼却量 (t/日)	焼却割合 (%)	対象廃棄物	焼却量 (t/日)	焼却割合 (%)
紙くず	10	8	廃油	2	2
繊維くず	10	8	廃酸	2	2
ゴムくず	2	2	廃アルカリ	2	2
木くず	12	10	動物系個体不要物	1	1
廃プラスチック類	38	30	動物のふん尿	1	1
汚泥	27	22	動物の死体	1	1
動植物残渣	7	6	感染性廃棄物	10	10
			合計	125	100

2.6.5 公害防止に関する計画

(1) 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画

①排ガス処理計画

廃棄物の焼却に伴い発生する煙突排ガスの諸元は、表 2-6 に示すとおりである。

表 2-6 煙突排ガスの諸元

項 目		諸 元
煙 突	高さ(m)	約 35
	頭頂口径(m)	1.24
排ガス量	湿り排ガス(m ³ N/h)	76,960×2 炉
	乾き排ガス(m ³ N/h)	70,830×2 炉
排ガス温度(℃)		170～180
排ガス吐出速度(m/s)		10～30
排出濃度※	硫黄酸化物(ppm)	300 以下
	窒素酸化物(ppm)	180 以下
	ばいじん(g/m ³ N)	0.04 以下
	塩化水素(mg/m ³ N)	200 以下
	ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)	0.1 以下
	水銀(μg/m ³ N)	30 以下

注) ※: 排出濃度は酸素濃度 12%換算値

②大気汚染防止計画

施設供用時の大気汚染防止計画は以下に示すとおりである。

- 排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。
- 排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排ガス中の大気汚染物質の低減を図る。
- 焼却する廃棄物の組成の均一化を図り、安定した燃焼を行う。
- 燃焼温度、ガス滞留時間等を監視し、安定燃焼を確保し適正な運転管理を行う。

(2) 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画

①給水計画

生活用水や廃熱ボイラ補給水向けには上水、プラント用水や冷却水向けには井水（計画地内に新たに設置する井戸より採取）を使用する計画としている。

施設供用時の井水使用量抑制計画は以下に示すとおりである。

- 施設等で使用する水は、可能な限り再利用し、使用水量の抑制に努める。
- 井水の使用量を把握するため、採取量を記録する。
- 計画地内での雨水の地下浸透を図る。

②排水計画

プラントからの排水は、ボイラの洗浄排水等が考えられるが、これらは、再利用あるいは炉内噴霧処理を行うため、本施設からの排水は発生しない。

なお、生活排水は、公共下水道へ排水を行う計画である。

③水質汚濁防止計画

施設供用時の水質汚濁防止計画は以下に示すとおりである。

- プラントからの排水は、燃焼施設及び減温塔で処理し計画地外には排水しない。
- 生活排水を処理する合併処理浄化槽は、適切な維持管理を行う。
- 雨水は、雨水浸透槽で地下浸透させる。
- 雨水浸透槽及び集水管等は清掃等の適切な維持管理を行う。

(3) 騒音・低周波音、振動防止計画

施設供用時の騒音・低周波音、振動防止計画は以下のとおりである。

- 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型及び低振動型の機種を選択する。
- 著しい騒音を発生する機器は屋内に設置する。
- 各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努める。
- 振動を発生させる機器類は、振動の伝ばを防止するため、発生源となる設備機器等の基礎の施工等により、対策を行う。
- 各設備は、定期的な点検を実施し、適切な運転ができるよう維持管理を徹底する。

(4) 悪臭防止計画

施設供用時の悪臭防止計画は以下に示すとおりである。

- 廃棄物ピット内は密閉構造とし、ピット内空気を燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏洩を防止する。
- プラットホームや敷地内は定期的に清掃を行う。

(5) 緑化計画

施設供用時の緑地の整備については以下に示すとおりである。

- 緑地面積は、敷地面積の 20% 以上の面積を確保する。
- 整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。

(6) 温室効果ガス発生抑制計画

施設供用時の温室効果ガス発生抑制計画は以下に示すとおりである。

- 廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する。
- 施設には省エネルギー機器の導入を図る。

(7) 車両運行計画

施設供用時の廃棄物運搬車両台数は表 2-7 に、廃棄物運搬車両の走行経路は図 2-4 に、示すとおりである。

表 2-7 廃棄物運搬車両台数

種 別	車両台数
10t 車	22 台/日
8t 車	5 台/日
4t 車	27 台/日
合 計	54 台/日

また、施設供用時の車両運行計画は以下に示すとおりである。

- 廃棄物運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- 廃棄物運搬車両は、点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど適正な走行に努める。
- 車両運転手に対し、不必要な空ぶかしの抑制、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう指導する。



凡 例



:計画地



:市町界



:廃棄物運搬車両及び資材運搬等の車両の走行経路



0 500 1,000m

1:25,000

図2-4 廃棄物運搬車等の走行経路

2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

本事業の工事工程は、表 2-8 に示すとおりである。

工事は、令和 7 年度～令和 9 年度にかけて実施する予定である。

なお、工事工程は現時点での計画であり、今後、関係する法令の協議等を踏まえ、変更する可能性がある。

表 2-8 工事工程

項 目	年 度		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
土木建築工事	■	■	
プラント工事		■	■
施設供用			■

2.7.2 工事用車両の走行経路

工事用の資材運搬等の車両の主要な走行経路は、図 2-4 に示す廃棄物運搬車両の走行経路と同様とする。

2.7.3 工事中における環境保全対策

工事にあたっては以下の環境保全対策を施し、周辺環境への影響を低減していく。

(1) 建設機械

- 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機種の使用に努める。
- 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
- 建設機械の整備、点検を徹底する。
- 必要に応じ散水を行い、粉じんの飛散防止を図る。
- 必要に応じて、仮囲い等の防音対策を講じる。

(2) 資材運搬等の車両

- 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。
- 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制、アイドリングストップに努める。
- 資材運搬等の車両のタイヤに付着した土等の飛散を防止するため、工事車両出入口付近に水洗いの設備を設ける。

(3) その他

- 工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
- 建設残土については、計画地内での再利用に努め、場外排出量を抑制する。

第3章 調査項目

環境影響評価の項目は、表 3-1 のとおりである。

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工場・廃棄物処理施設・下水道終末処理場」における環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

表 3-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

事業の種類			廃棄物処理施設					
影響要因の区分			工 事			存在・供用		
環境影響要因			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地・施設の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行
調査・予測・評価の項目								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●			●	●
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					●	
		浮遊粒子状物質					●	●
		微小粒子状物質					●	●
		炭化水素					●	●
		粉じん	●	×				×
		水銀等(水銀及びその化合物)					●	
		その他の大気質に係る有害物質等					●	
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●
		低周波音					●	
	振 動	振動	●	●			●	●
		臭気指数又は臭気の濃度					●	
	悪 臭	特定悪臭物質					●	
	水 質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				×	
			浮遊物質				×	
			窒素及びリン				×	
			水温					
			水素イオン濃度				×	
			溶存酸素量				×	
			その他の生活環境項目				×	
			健康項目等				×	
		底 質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
			底質に係る有害物質等				×	
			地下水の水質				×	
	水 象	河川等の流量、流速及び水位						
		地下水の水位及び水脈						
		温泉及び鉱泉						
		堤防、水門、ダム等の施設						
		土 壌					●	
	地 盤	地盤沈下						
		土地の安定性						
		地形及び地質(重要な地形及び地質)				×		
		表土の状況及び生産性						
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動 物	保全すべき種		●		○	
			保全すべき種				○	
		植 物	健全及び保全すべき群落				○	
			緑の量				×	
	人と自然との豊かなふれあいの場の確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	生態系	地域を特徴づける生態系		●		○	
			景 観				×	
		自然とのふれあいの場	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●	
			眺望景観				○	◎
	史跡・文化財	指定文化財等					×	
		埋蔵文化財等					×	
		日照障害					×	
		電波障害					○	
	風 害	局所的な風の発生状況						
		光 害						
		人工光又は工作物による反射光						
		廃棄物				◎	●	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	残 土				◎		
		雨水及び処理水						
		温室効果ガス		●	●		●	●
		オゾン層破壊物質					×	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量		×	×			

注) ●: 標準的に選定する項目

◎: 標準外項目であるが事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目

○: 事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目

×: 標準的に選定する項目及び事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目のうち、今回選定しない項目

第 4 章 調査の方法

本事業における大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、動物、植物、景観、自然とのふれあい活動の場の現地調査の概要は表 4-1(1)、(2)に、調査地点は図 4-1～7 に示すとおりである。

本事業においては、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 13 項目を選定した。なお、廃棄物及び温室効果ガスについては、工事及び事業計画から原単位を用いて予測を行うため、現地調査は実施しない。

表 4-1(1) 現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
大気質	一般環境 大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 (PM2.5) 水銀 塩化水素 ダイオキシン類	4 季×7 日間	計画地内 1 地点 計画地周辺 4 地点
		降下ばいじん	4 季×1 ヶ月	計画地内 1 地点
	沿道環境 大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 (PM2.5) 炭化水素 (非メタン炭化水素)	4 季×7 日間	沿道 2 地点
	地上気象	風向・風速、気温、湿度、 日射量・放射収支量	1 年間	計画地内 1 地点
	上層気象	風向・風速、気温	4 季×7 日間 (3 時間間隔)	計画地内 1 地点
	騒音・ 低周波音	環境騒音の騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	1 回、平日 24 時間	計画地敷地境界 4 地点 計画地周辺 2 地点
騒音・ 低周波音	騒音	道路交通騒音の騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	1 回、平日 24 時間	沿道 2 地点
		低周波音音圧レベル (G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル)	1 回、平日 24 時間	計画地周辺 2 地点
	道路交通	自動車交通量・車速 (大型車、小型車、自動 二輪車)	1 回、平日 24 時間	沿道 2 地点 (道路交通騒音と同地点)
	振動	環境振動の振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	1 回、平日 24 時間	計画地敷地境界 4 地点 計画地周辺 2 地点
振動	振動	道路交通振動の振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	1 回、平日 24 時間	沿道 2 地点
		地盤卓越振動数	1 回	沿道 2 地点 (道路交通振動と同地点)
	悪臭	特定悪臭物質 (22 項目) 臭気指数 (濃度)	1 回×2 季	計画地内 1 地点 計画地周辺 4 地点
土壌	土壌	ダイオキシン類	1 回	計画地内 1 地点

表 4-1(2) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
動 物	動 物	哺乳類	春季、夏季、秋季、冬季	計画地及び周辺地域 約 200m の範囲
		鳥類(全般)	春季、初夏季(繁殖期)、 夏季、秋季、冬季	
		両生・爬虫類、 昆虫類	春季、初夏季、夏季、 秋季	
植 物	植 物	植物相	早春季、春季、夏季、 秋季	
		植物群落(植生)	夏季、秋季	
生態系	生態系	生態系、着目種等	動物、植物と同様	
景 観	景 観	主要な眺望景観の状況	春季、夏季、秋季、冬季	計画地周辺 8 地点
自然との ふれあいの場	自然とのふ れあいの場	自然とのふれあいの場の 資源、周辺環境、利用 状況、交通手段	春季、夏季、秋季、冬季	計画地周辺 3 地点
電波障害	電波障害	電波受信状況	1 回	計画地周辺(電波受 信への影響が及ぶお それがあると認められ る地域を踏まえ設定)



凡 例



:計画地



:一般環境大気質、降下ばいじん、地上・上層気象の調査地点

--- :市町界



:一般環境大気質

— :主要地方道、一般県道



:沿道環境大気質の調査地点



:資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の走行経路



0 500 1,000m

1:25,000

図4-1 大気質及び気象の現地調査地点



凡 例



:計画地



:市町界



:主要地方道、一般県道



:資材運搬等の車両及び廃棄物運搬等車両の走行経路



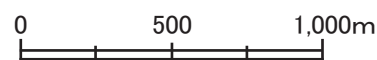
:環境騒音・振動の調査地点



:環境騒音・振動、低周波音の調査地点



:道路交通騒音・振動、自動車交通量等の調査地点



1:25,000

図4-2 騒音・振動・低周波音・自動車交通量等の現地調査地点



凡 例



:計画地



:調査地点



:市町界



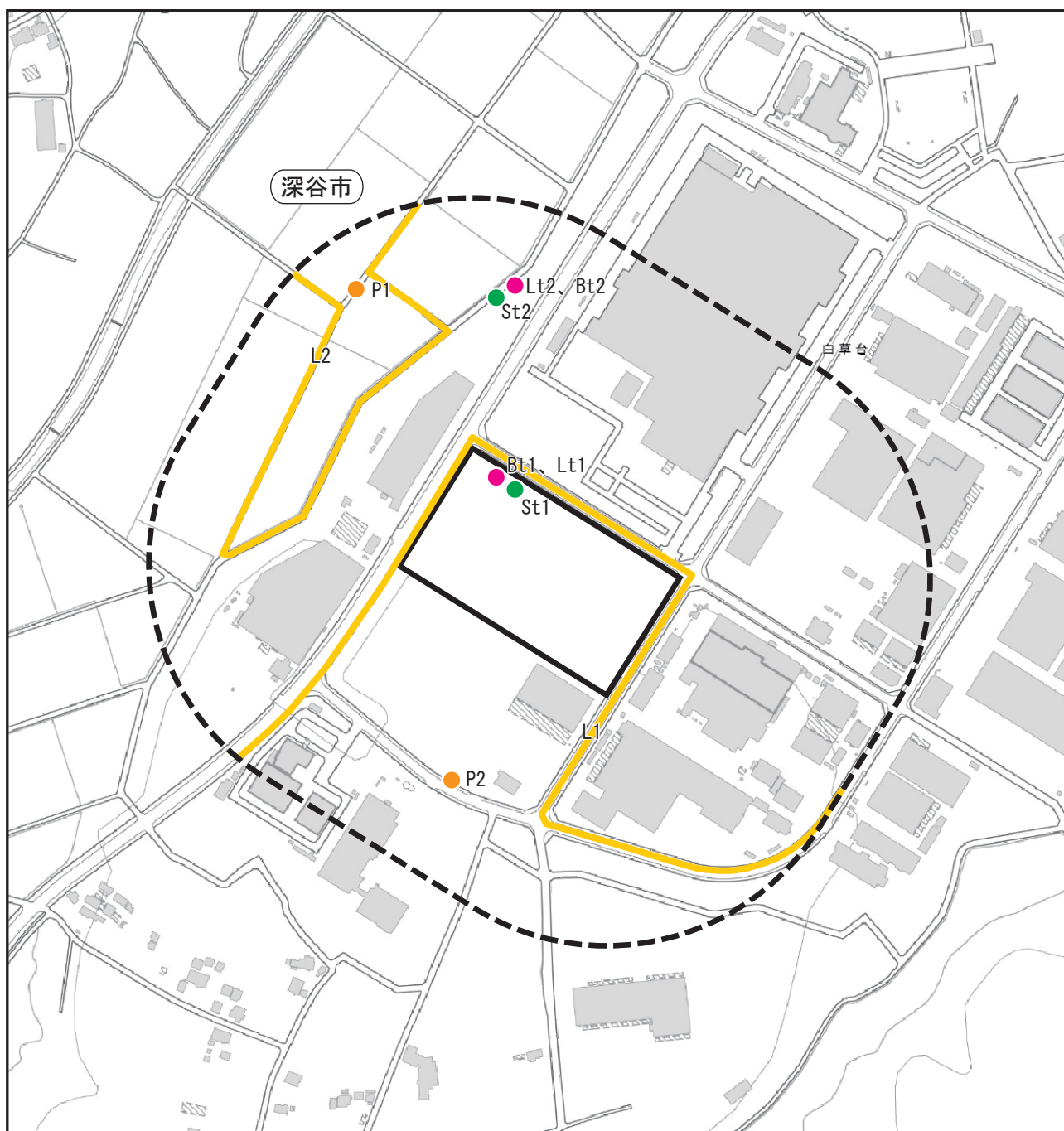
:主要地方道、一般県道



0 500 1,000m

1 : 25,000

図4-3 悪臭の現地調査地点



凡 例



:計画地



:調査範囲
(計画地敷地境界から約200m)



:哺乳類調査地点
(トラップ法、無人撮影法)



:鳥類調査地点
(定点観察法)



:鳥類調査地点
(ラインセンサス法)



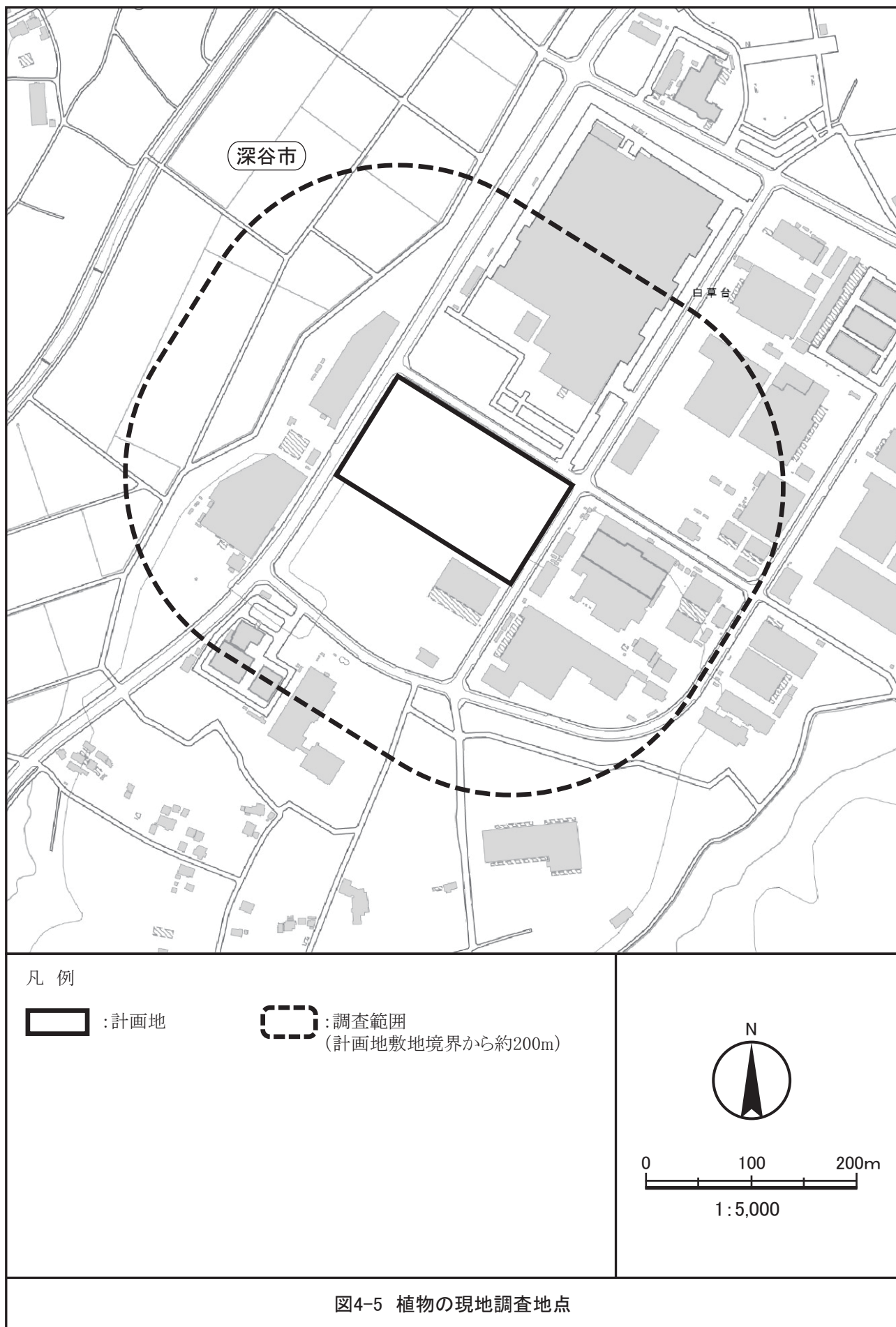
:昆虫類調査地点
(ライトトラップ法、ベイトトラップ法)



0 100 200m

1:5,000

図4-4 動物の現地調査地点





凡 例



:計画地

● :調査地点



:市町界



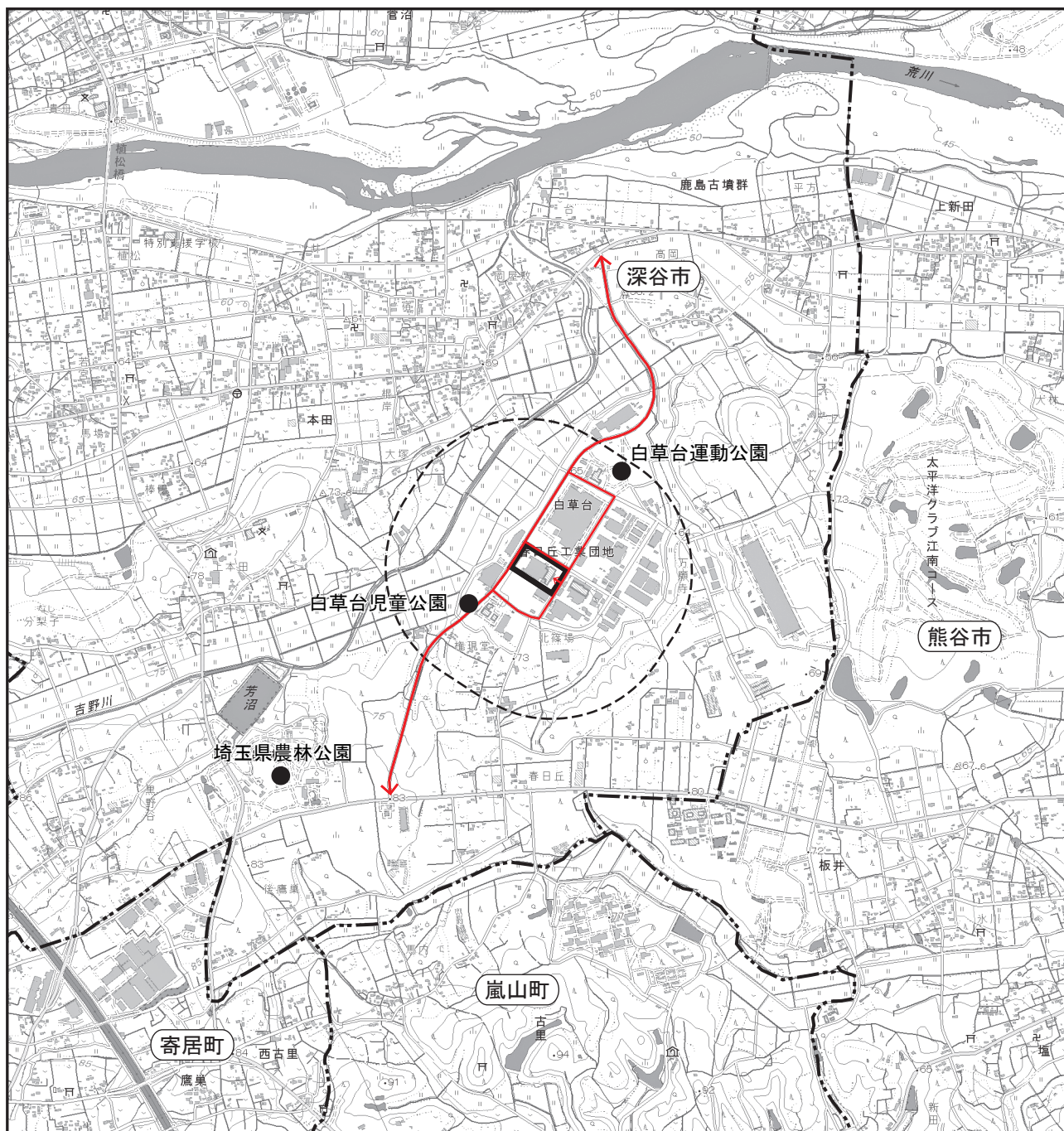
:計画地から3km範囲



0 1,000 2,000m

1 : 50,000

図4-6 景観の現地調査地点



凡 例



:計画地



:調査地点



:市町界



:計画地から500mの範囲



:資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の走行経路



1:25,000

図4-7 自然とのふれあいの場の現地調査地点

第 5 章 地域の概況

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第 4 条第 3 項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺 3km とし、深谷市、熊谷市、嵐山町、寄居町及び小川町(以下、「関係市町」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。計画地及びその周囲の社会的、自然的状況の概況は、表 5-1(1)～(2)、5-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 5-1(1) 地域の概況(社会的状況)

項 目		計画地及び周辺地域の概況
人口及び産業の状況	人口	計画地が位置する深谷市の令和 4 年 10 月における人口は 140,137 人であり、平成 12 年をピークに減少傾向で推移している。関係市町の中で最も人口が多いのは、熊谷市となっている。その他の関係市町についても、平成 12 年(小川町は平成 7 年)をピークに減少傾向である。
	産業	深谷市では製造業の割合が最も高く、その他の関係市町では熊谷市では卸売業・小売業、嵐山町、寄居町及び小川町では製造業の割合が最も高い。
土地利用の状況	地目別土地利用	深谷市の地目別土地利用面積は畑の割合が最も多く、全体の 43.7% を占めている。次いで、宅地が 30.2%、田が 15.9%となっており、農地の面積が大きい。その他の関係市町については、熊谷市では田、嵐山町、寄居町及び小川町では山林の割合が最も多くなっている。
	土地利用計画の状況	計画地は全域が市街化区域に指定されている。一方、計画地周辺は、主に市街化調整区域となっており、農業地域もしくは森林地域に指定されている。 また、計画地は、工業専用地域に位置しており、その周辺は用途地域の指定はない。計画地周辺の住居系の用途地域は、計画地の北西側約 2.7km の武川駅周辺に、第一種住居地域、第一種低層住居専用地域がみられる。
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	河川及び湖沼の分布	計画地周辺の一級河川としては、荒川が計画地の北側を西から東へ、市野川が計画地の南西側を北西から南東へ流れている。計画地は、荒川の支川である吉野川の流域に位置する。
	上水道	計画地が位置する深谷市の水道普及率は、99.4%である。
	農業用水	計画地周辺は主として水田及び畑地等の農業地域となっており、農業用水は荒川の六堰頭首工から取水して、熊谷市を中心に約 3,820ha の水田や畑地で利用している。荒川左岸には奈良堰用水路、玉井堰用水路、大麻生堰用水路が、荒川右岸には吉見堰用水路が流れている。
	内水面漁業	計画地周辺を流れる荒川、市野川等において、漁業権が設定されている。免許番号は共第 1 号及び共第 2 号である。
	地下水の利用状況	深谷市の地下水採取量は、平成 30 年まで 50,000m ³ /日前後で増減していたが、令和元年に減少に転じ、45,000m ³ /日前後で推移している。地下水の用途は、寄居町を除く 4 市町は水道用としての利用が最も多く、寄居町では工業用のみに利用している。
交通の状況	主要交通網	計画地周辺では、計画地の北側に主要地方道の熊谷寄居線が、南側に県道の小江川本田線が東西に走っており、計画地の西側には主要地方道の深谷嵐山線が、東側には深谷東松山線が南北に走っている。このほか、計画地の南西側に関越自動車道が走っている。
	道路交通量	高速道路(関越自動車道)を除いて交通量が最も多かったのは、計画地北側を走る一般国道 140 号バイパスとなっている。また、計画地に最も近い主要地方道である熊谷寄居線では、昼間 12 時間自動車交通量は合計 5,660～6,680 台、24 時間自動車交通量は合計 7,245～8,617 台となっている。
	鉄道	計画地周辺では、計画地の北側を秩父鉄道が走っている。計画地北西側の武川駅からは、貨物線の秩父鉄道三ヶ尻線が北東へ延びている。秩父鉄道のさらに北側に、上越新幹線が通っている。

表 5-1(2) 地域の概況(社会的状況)

項目	計画地及び周辺地域の概況	
学校、病院その他の環境保全についての配慮が必要な施設及び住宅の分布状況	環境保全についての配慮が必要な施設	計画地から最も近い環境保全についての配慮が必要な施設としては、計画地の西側約 1.0km に「川本南小学校」、南東側約 1.0km に「埼玉県立循環器・呼吸器病センター」が位置している。
	住宅の分布状況	計画地一帯が工業専用地域となっており、計画地周辺において住宅地はみられない。計画地周辺は、農業地域または森林地域が占めており、住宅は主に計画地の北側を走る主要地方道熊谷寄居線の沿線に分布している。
下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況	下水道	計画地が位置する深谷市の下水道普及率は、58.0%となっている。
	し尿処理	計画地が位置する深谷市では、令和 2 年度末の水洗化率は 96.1%、し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は 37,417kL となっている。
	ごみ処理	深谷市では、搬入量の合計、1 人 1 日あたりの排出量ともに、平成 28 年度以降は横ばいで推移している。
法令による指定及び規制等の状況	大気汚染	「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域の指定等がある。なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、計画地には適用されない。
	水質	「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「水質汚濁防止法」に基づく特定施設を設置している工場・事業場(特定事業場)からの排水基準等がある。
	騒音	「環境基本法」に基づく環境基準、「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準等がある。
	振動	「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準、道路交通振動の要請限度、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準がある。なお、これらは計画地には適用されない。
	土壌汚染	「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌の汚染状態の基準がある。
	地盤沈下	「埼玉県生活環境保全条例」による地下水の採取を規制する地域がある。
	悪臭	「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準がある。 なお、深谷市をはじめとした関係市町は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域には、該当しない。
	景観	埼玉県では、「景観法」に基づき、「埼玉県景観条例」を制定し、「埼玉県景観計画」を策定し景観形成に関する方針を定めており、熊谷市を除く 4 つの市町は全域が特定課題対応区域に指定されている。 なお、熊谷市は、「熊谷市景観条例」に基づき「熊谷市景観計画」を策定しており、市全域が景観計画区域に指定されている。
	廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」及び「深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。
	地球温暖化	「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、特定排出者に、自らの温室効果ガス排出量を算定し、国への報告が義務付けられている。また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」においては、電気の需要の平準化に資する措置に関する指針が制定されている。 埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定し将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしている。
	自然関係法令等	計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)などに指定されている。

表 5-2(1) 地域の概況(自然的状況)

項 目		計画地及び周辺地域の概況
気象、大気質、騒音、振動などの状況	気象	計画地の最寄りの気象観測所である熊谷地方気象台における令和 3 年の年間降水量は 1,177.0mm、日平均気温は 16.0℃、最高気温は 37.2℃、最低気温は-6.4℃、年間の日照時間は 2,245.3 時間を記録している。また、過去 10 年間の年間降水量は 1,056.0～1,460.5mm、年平均気温は 15.1～16.4℃、日照時間は 2,071.3～2,366.3 時間を記録している。 また、令和 3 年の年間最多風向は西北西、平均風速は 2.5m/s、過去 10 年間では、年間最多風向は北西～西北西、平均風速は 2.4～2.7m/s を記録している。
	大気質	計画地周辺の大気汚染常時監視測定局としては、一般大気環境測定局の深谷測定局、熊谷測定局及び小川測定局、自動車排出ガス測定局の深谷原郷自排局及び寄居桜沢自排局がある。令和元年度の二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、いずれの局も環境基準を達成している。光化学オキシダントについては、全局とも環境基準を達成していない。また、非メタン炭化水素については、寄居桜沢自排局は「炭化水素に係る指針」を達成しているが、深谷原郷自排局は未達成である。ダイオキシン類の測定結果は、いずれの一般局も環境基準を達成している。 なお、計画地が位置する深谷市では、大気汚染に関する苦情は 14 件となっている。
	騒音	自動車騒音の面的評価結果では、熊谷小川秩父線(2015-40360-2)、深谷東松山線の 1 区間(2015-41590-1)及び熊谷寄居線(2015-42670-1)で昼間・夜間とも基準値を超過する戸数がみられる。 また、計画地が位置する深谷市では、騒音に関する苦情は 5 件となっている。
	振動	計画地周辺において、道路交通振動の測定は行われていない。 なお、計画地が位置する深谷市では、振動に関する苦情は 0 件となっている。
	悪臭	計画地周辺では、悪臭の測定は行われていない。
の水質、底質、水象等の状況	水質	計画地周辺では、吉野川及び櫛挽排水路で深谷市により水質測定が行われているほか、隣接する熊谷市でも市による水質測定が行われている。令和 2 年度の深谷市の測定場所については、環境基準の適用はない。熊谷市については、環境基準が適用される荒川及び和田吉野川において大腸菌群数が環境基準に適合していないが、それ以外の項目は環境基準に適合している。 令和 2 年度の地下水継続監視調査結果では、深谷市折之口でテトラクロロエチレンが、深谷市折之口、深谷市大谷及び深谷市長在家で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過している。 なお、計画地が位置する深谷市では、水質汚濁に関する苦情は 2 件となっている。
	底質	計画地周辺では、底質の測定は行われていない。
土壌及び地盤の状況	土壌	埼玉県では、農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素及びカドミウムについて 5 年 1 巡で調査が行われており昭和 54 年～令和 2 年度までの土壌汚染状況調査結果は各項目とも、全て土壌の汚染に係る環境基準に適合している。 また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の常時監視測定では、令和元年度の深谷市における発生源周辺調査結果は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準に適合している。 計画地の表層土壌の分布状況は、主に淡色黒ボク土壌の「児玉統」及び「千代統」が分布している。計画地周辺については、このほか細粒グライ土壌の「山田統」がみられ、計画地北側の荒川沿いには褐色低地土壌の「勅使河原統」が広く分布している。 なお、計画地が位置する深谷市では、土壌汚染に関する苦情は該当数字なしとなっている。
	地盤	平成 29～令和 4 年の過去 5 年間の地盤標高の変動量は-3.7～-2.2mm であり、令和 3 年から令和 4 年の変動量は、-4.3～+0.8mm となっている。 なお、計画地が位置する深谷市では、地盤沈下に関する苦情件数は、該当数字なしとなっている。
の地形及び地質の状況	地形の状況	計画地周辺は、火山灰台地及び谷地田が広がっており、計画地北側の荒川沿いには自然堤防及び河原が分布している。また、計画地からやや離れた南側一帯は、丘陵地となっている。
	地質の状況	計画地周辺はローム及び泥質堆積物からなり、計画地北側の荒川沿いには砂泥堆積物及び砂質泥堆積物が分布している。また、計画地からやや離れた南側一帯は、礫層、泥層及び砂岩・泥岩互層等が分布している。

表 5-2(2) 地域の概況(自然的状況)

項 目		計画地及び周辺地域の概況
動物の生息、植物の生育、植生及び生態系の状況	動物	計画地周辺の動物調査として、「埼玉県動物誌」、「埼玉県昆虫誌Ⅰ,Ⅲ」(平成 10 年、埼玉昆虫談話会)及び「埼玉県昆虫誌Ⅱ」、「河川水辺の国勢調査」があり、計画地及びその周辺で確認された動物種のうち、貴重な動物種として、鳥類では、国の天然記念物のシロコバトが、両生類では、国内希少野生動植物種のトウキョウサンショウウオが確認されている。このほか、県 RDB(動物編)の CR に該当する種として、昆虫類では、オオキトンボ、コオイムシ、ウラジロミドリシジミ、ミヤマシジミなど、魚類では、ホトケドジョウ、ムサシトミヨ、鳥類では、コアシサシ、アカショウビン、オオヨシキリ、コサギ、エゾムシクイなどが確認されている。両生類では、アカハライモリが確認されている。
	植物	計画地は「工場地帯」及び隣接する「路傍・空地雑草群落」であり、周囲には「水田雑草群落」「スギ・ヒノキ・サワラ植林」「クヌギ・コナラ群集」などが分布している。一方、計画地の西側には荒川の支流にあたる吉野川が流れており、水系に沿って「水田雑草群落」が広がっている。計画地の南側には、「畑雑草群落」や「果樹園」がみられる。計画地の東側では「ゴルフ場・芝地」及び「アカマツ植林」が広がっている。 計画地及びその周辺で確認された動物種のうち、貴重な動物種としては、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA類(CR)に指定されているオニカナワラビ、トダスゲ、オンタケブシ、ウラジロヒカゲツツジ、マメダオシの 5 種が確認されている。 また、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018(第 4 版)」で絶滅危惧ⅠA類(CR)に指定されている種として、タマノカンアオイ、クマガイソウ、オキナグサ、サワトラノオ、キキョウなど合計 43 種が、埼玉県希少野生動植物種に指定されている種として、タマノカンアオイ、ムギラン、ムカデラン、トキソウ、トダスゲ、サワトラノオ、キタミソウの 7 種が確認されており、埼玉県の希少な植物群落のうち深谷市に分布するものとして、河原、礪原群落の「カワラサイコ群落」、「カワラニガナ群落」、「カワラヨモギ群落」、枕水植物群落の「クロモ群落」があげられている。 なお、計画周辺地域において、巨樹が 3 件確認され、巨木林は確認されなかった。
	生態系	計画地は埼玉県の北、北武蔵台地に位置する。丘陵地の一角で、北西には荒川支流である吉野川と水田地帯、南部は雑木林と畑地、住宅地、東は工場やゴルフ場がみられ、計画地周辺は、既に川本春日丘工業団地として整備が済んでいる地域である。 計画地及び周辺における生態系の代表的な基礎生産者は、水田雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林であり、これらの環境を反映して一次消費者としてバッタ類やチョウ類などの昆虫類、二次消費者としてドジョウなどの魚類やシジュウカラなどの小鳥類やニホンアカガエルなどのカエル類やカナヘビなどの爬虫類、高次消費者として水田で魚類などを捕食するサギ類や、雑食性のカラス類などの鳥類、ホンドタヌキ、ホンドイタチ等の哺乳類、カエル類を餌とするヘビ類等の生息が推測される。 生態系の上位性種としては、サギ類、カラス等の大型鳥類、ホンドタヌキやイタチ等の哺乳類があげられる。計画地及び周辺における生態系は、水田及び水域を主体として成立していると推測される。
の景観、自然とのふれあいの場	景観	計画地周辺の景観資源は、計画地北側一帯に広がる水田及び畑地等の耕作地と、河川沿いの緑地、また、計画地南側の丘陵地といった自然的要素が主体となっている。計画地最寄りの景観資源としては「江南の藤」があり、このほか計画地北側の荒川沿いには、「深谷市白鳥飛来地」や「鹿島古墳群」がみられる。 計画地を眺望する不特定多数の人に利用される地点としては、計画地の北側に、南方が眺望できる三尻観音山がある。なお、その他に計画地周辺には眺望を目的として整備された地点はない。
	自然とのふれあいの場	関係市町のホームページ、観光ガイドマップやパンフレットでは、公園やハイキングコースが紹介されている。計画地最寄りの公園である白草台運動公園は、スポーツが楽しめる施設となっている。また、熊谷市には、「ふるさと歩道」として「熊谷西部史跡コース」が設定されており、荒川周辺の自然散策を楽しむことができる。
生文化環境財その状況	指定文化財	計画地周辺には、深谷市指定文化財の「教念寺・鐘楼」、「高札場跡」がある。
	埋蔵文化財	計画地内の埋蔵文化財として、「北篠場Ⅱ遺跡」及び「円阿弥遺跡」が分布している。
一般環境中の放射性物質に係る環境の状況		計画地周辺における空間放射線量は、深谷市では 0.026～0.052 μ Sv/h、熊谷市では 0.023～0.059 μ Sv/h、となっている。

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は埼玉県によって策定されている環境基本計画等の公的な計画のうち、表 6-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項を検討した事項については、表 6-2(1)～(4)に示しておりである。

表 6-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例(平成 6 年 12 月)
	埼玉県環境基本計画(第 5 次)(令和 4 年 4 月)
	第 4 次埼玉県国土利用計画(平成 22 年 12 月)
	埼玉県土地利用基本計画(平成 25 年 2 月)
	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)(令和 2 年 3 月)
	まちづくり埼玉プラン(平成 30 年 3 月)
	埼玉県 5 か年計画(令和 4 年 3 月)
	第 3 次埼玉県広域緑地計画(令和 4 年 4 月)
	第 9 次廃棄物処理基本計画(令和 3 年 3 月)
	埼玉県景観計画(平成 19 年 8 月告示、平成 28 年 3 月 29 日変更告示、平成 28 年 4 月 1 日施行)
深谷市	深谷市環境基本計画(平成 30 年 3 月)
	第 2 次深谷市総合計画(平成 30 年 3 月)
	深谷市都市計画マスタープラン(平成 24 年 3 月)
	深谷市一般廃棄物処理基本計画(平成 29 年 3 月)

表 6-2(1) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例 (平成 6 年 12 月)	事業者は、事業活動に伴い生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。	・ 本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・ 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機種の使用に努める。 ・ 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 ・ 排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。
埼玉県環境基本計画 (第 5 次)(令和 4 年 4 月)	21 世紀半ばを展望した長期的な目標(将来像)を設定している。 ・ 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり ・ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり ・ あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり 【施策の方向】 ・ 気候変動対策の推進 ・ 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 ・ みどりの保全と創出 ・ 生物多様性と生態系の保全 ・ 恵み豊かな川との共生と水環境の保全 ・ 安全な大気環境や身近な生活環境の保全 ・ 経済との好循環と環境科学・技術の振興 ・ 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり人づくり	・ 本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・ 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機種の使用に努める。 ・ 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 ・ プラントからの排水は、ボイラの洗浄排水等が考えられるが、これらは、再利用あるいは炉内噴霧処理を行うため、本施設からの排水は発生しない。 ・ 施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。 ・ 排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。
第 4 次埼玉県国土利用計画(平成 22 年 12 月)	「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、4 つの基本方針が示されている。 ・ 県土の有効利用 ・ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・ 安心・安全な県土利用 ・ 多様な主体の参画、計画的な県土利用	・ 工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。 ・ 施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。 ・ 排ガスの排出濃度は関係法令を遵守するとともに、排ガス処理設備の適正な運転管理を行う事で排ガス中の大気汚染物質の低減を図る。
埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)	計画地は、本計画で「県北(北部)地域」の都市地域(市街化区域)に属しており、土地利用の基本方向として、以下が示されている。 ・ 市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、地域コミュニティを維持するため、農家住宅の空き家などの低未利用地の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。 ・ 工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めます。	・ 工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。 ・ プラントからの排水は、ボイラの洗浄排水等が考えられるが、これらは、再利用あるいは炉内噴霧処理を行うため、本施設からの排水は発生しない。 ・ 排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。

表 6-2(2) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期) (令和2年3月)	埼玉県の目指すべき将来像として「脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げて、下記の削減目標と各部門の緩和策が示されている。 【削減目標】 2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減する 【各部門における将来の姿】 廃棄物、その他温室効果ガス: ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)による廃棄物の減量化・再利用の推進 ・太陽光パネルリサイクルの推進 ・プラスチックごみの発生抑制 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援 ・廃棄物系バイオマス等利活用の促進	・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図る。 ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 ・工事中及び施設の稼働時における廃棄物は、関係法令を遵守して適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。
まちづくり埼玉プラン (平成30年3月)	県民生活の視点から埼玉の目指すべき将来都市像とそれを実現していくためのまちづくりの目標が示されている。 【将来都市像】 ・みどり輝く 生きがい創造都市 ・～暮らし続けるふるさと埼玉～ 【まちづくりの目標】 ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園の共生	・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。
埼玉県5か年計画 (令和4年3月)	令和4年度～令和8年度までの5か年計画として、埼玉県は2040年を見据えて3つの将来像の実現を目指すこととしている。 【埼玉県の目指す3つの将来像】 ・安心・安全の追求～Resilience～ ・誰もが輝く社会～Empowerment～ ・持続可能な成長～Sustainability～ 埼玉県の目指す将来像の実現に向け、「埼玉版SDGsの推進」、「新たな社会に向けた変革」の2つの基本姿勢を反映するため、12の針路、54の分野別施策を示している。 【針路】 ・災害・危機に強い埼玉の構築 ・県民の暮らしの安心確保 ・介護・医療体制の充実 ・子育てに希望が持てる社会の実現 ・未来を創る子供たちの育成 ・人生100年を見据えたシニアの活躍の推進 ・誰もが活躍し共に生きる社会の実現 ・支えあい魅力あふれる地域社会の構築 ・未来を見据えた社会基盤の創造 ・豊かな自然と共生する社会の実現 ・稼げる力の向上 ・儲かる農林業の推進	・排ガスの排出濃度は関係法令を遵守するとともに、排ガス処理設備の定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う事で排ガス中の大気汚染物質の低減を図る。 ・プラントからの排水は、ボイラの洗浄排水等が考えられるが、これらは、再利用あるいは炉内噴霧処理を行うため、本施設からの排水は発生しない。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。
第3次埼玉県広域緑地計画 (令和4年4月)	身近な緑に関する施策の方針として、3つの基本方針とそれぞれの展開方針を掲げている。 【基本方針及び主な取組】 ・緑を保全する 多様な主体と連携した「ふるさとの緑の景観地」等の保全・活用等 ・緑を創出する 屋上緑化や壁面緑化等の促進等 ・緑を活用する 担い手の育成と活動支援(保全・創出・活用)等	・緑地面積は、敷地面積の20%以上の面積を確保する。 ・整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。

表 6-2(3) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
第9次廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するために策定された。 【計画の概要】 (1) 将来像 県、市町村、県民及び事業者等のすべてのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現 (2) 基本方針 第1 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を促進する。 第2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する 第3 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。 第4 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。 (3) 令和7年度の目標数値 【一般廃棄物】 ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 440g/人(平成30年度:5241t) ・ 年間の事業系ごみ排出量 45万1千t(平成30年度:53万5千t) ・ 1人1日当たりの最終処分量 28g/人(平成30年度:34g) ・ 再利用率 33.6%(平成30年度:23.9%) 【産業廃棄物】 ・ 年間の最終処分量 15万t(平成30年度:15万9千t)	・ 本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・ 工事中及び施設の稼働時における廃棄物は、関係法令を遵守して適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・ 可能な限り焼却後の焼却主灰の再利用を図る等、3Rの推進に努める。 ・ 施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。
埼玉県景観計画 (平成19年8月告示、平成28年3月29日変更告示、平成28年4月1日施行)	埼玉県の景観計画として、将来の景観像や基本目標や基本方針が示されている。なお、本計画は、埼玉県全域を景観区域として定めており、計画地は、一般課題対応区域の「都市地域」に属している。 【将来の景観像】 県内外のあらゆる人々が、埼玉の山地、丘陵、田園と都市の魅力を実感し、住みたい、訪れたい、そして誇りに感じる埼玉の実現 【基本目標】 田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造すること 【基本方針】 (1) 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり (2) 歴史と伝統が語られる景観づくり (3) 身近な生活環境をよくする景観づくり (4) 県民が主体となった景観づくり (5) 地域間の交流を進める景観づくり なお、計画地の属する一般課題対応区域では、高さ15m以上もしくは建築面積1,000m²を超える建築物の新設は、届出が必要となる。	・ 周囲の環境と調和する色彩を採用する。 ・ 圧迫感を与えない施設の形状及び配置計画に努める。 ・ 緑地面積は、敷地面積の20%以上の面積を確保する。 ・ 整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。

表6-2(4) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
深谷市環境基本計画 (平成 30 年 3 月)	目指すべき環境像を実現するため環境の保全・創造に関する 5 つの基本目標を定めている。 【目指すべき環境像】 「安心とやすらぎを感じられるまち～市民が住みやすく地球環境がまもられるまち～」 【基本目標】 ・地球への不可が少ない低炭素なまちづくり ・資源を有効に生かす無駄の少ないまちづくり ・自然が守られるまちづくり ・健康で安全に暮らせるまちづくり ・協働で環境を守るまちづくり	・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。 ・焼却後の焼却主灰については、可能な限り再利用を図ることで、3R の推進に努める。
第 2 次深谷市総合計画 (平成 30 年 3 月)	深谷市の将来都市像を掲げるとともに、その実現に向けて分野ごとのまちのイメージを示すことで様々な主体が連携、協働することで将来像を達成することを目的としている。 【将来都市像】 元氣と笑顔の生産地 ふかや 【基本構想・計画期間】 2018 年～2027 年 (前期計画期間は 2018 年～2022) 【まちのイメージ】 ・健康でいきいきと暮らせるまち (子育て・保険・福祉) ・時代を担う人と文化を育むまち (教育・文化) ・活力とにぎわいのあふれるまち (産業振興) ・安心とやすらぎを感じられるまち (暮らし・環境) ・快適で利便性の高いまち (都市・生活基盤) ・みんなで創る協働のまち (協働・行政経営)	・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。
深谷市都市計画マスタープラン (平成 24 年 3 月)	深谷市の都市づくりの目標として、都市づくりの基本理念や将来都市像などが定められている。 【都市づくりの基本理念】 ・次世代へ価値ある資産を継承 ・深谷らしさの創造 ・市民との協働 【将来都市像】 (1) 都市づくりのテーマ ・誇りと愛着を持てる 田園都市 ふかや (2) 都市づくりの基本方向 ・各地域の特性を発揮させ、バランスのよい都市づくり ・人にやさしい交通環境の形成 ・安心・安全で、持続可能な都市づくり ・緑の保全と創造 ・市民が誇りと愛着を感じられるような景観の創出 ・市民とともに交流をどうして創造する深谷らしいまちづくり	・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。
深谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (平成 29 年 3 月)	深谷市のごみ処理基本計画として、基本方針や削減目標値などが示されている。 【基本方針】 ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進 ・循環型社会づくりに向けた協働の推進 ・適正処理の推進 【目標値】 平成 38 年度における 1 人/日の廃棄物排出量を平成 25 年から 7%削減	・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・工事中及び施設の稼働時における廃棄物は、関係法令を遵守して適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・可能な限り焼却後の焼却主灰の再利用を図る等、3R の推進に努める。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、計画地及び周辺地域との関連は表 6-3 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)などに指定されている。

表 6-3 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域			指定等の有無		関係法令等
			計画地	調査対象地域	
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	○	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		ふるさと緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる 条例
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植 物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	
		県指定鳥獣保護区	×	○	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律
		特別保護地区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域(鉛散弾)		×	○		
登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	ラムサール条約	
国土防 災関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	保安林		×	○	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		×	○	
	土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害防止法
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
			×	×	建築物用地下水の採取の規 制に関する法律
○			○	埼玉県生活環境保全条例	
土地 利用 関連	市街化調整区域		×	×	都市計画法
	農用地区域		×	○	農業振興地域の整備に関す る法律
	地域森林計画対象民有林		×	○	森林法
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)		○	×	文化財保護法
			○	○	埼玉県文化財保護条例
			○	○	深谷市文化財保護条例
			-	○	熊谷市文化財保護条例
			-	×	嵐山町文化財保護条例
			-	×	寄居町文化財保護条例
			-	×	小川町文化財保護条例
景観 保全	風致地区		×	×	都市計画法
	景観計画区域		○	○	埼玉県景観条例
			-	○	熊谷市景観条例

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

6.2.2 その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及び周辺地域には、表 6-4 に示すように、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺地域の状況	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、または悪化するおそれがある地域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好なまたは主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地の周辺地域には、保全対象となる住居が分布するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	計画地周辺には水田、ため池、農業用水路等への保水機能が分布しており、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	計画地は工業用地として整備された川本春日丘工業団地内に位置している。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画地は工業用地として整備された川本春日丘工業団地内に位置しており、重要な地形・地質等は存在しない。	×
	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	計画地の周辺地域は、深谷市内洪水・内水ハザードマップによると、北側の荒川周辺に浸水が想定される区域が存在する。	○
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック、その他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地及び周辺地域には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域、その他生態系保護上特に重要な地域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断、及び孤立化の回避	計画地及び周辺地域には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画周辺には、里山等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境が存在する。	○
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場	計画地周辺には身近な緑と地域住民が日常的に自然とふれあう場として、埼玉県農林公園等が存在している。	○
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地周辺には深谷市及び熊谷市指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。	×
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める計画とする。	○
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	温室効果ガス等の排出抑制に努める計画とする。	○
	温室効果ガス等の吸収源整備に努めること。	温室効果ガス等の吸収源整備に努める計画とする。	○
一般大気中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響の回避又は低減に努めること。	本事業は廃棄物処理施設の新設であるため、放射性物質の拡散・流出は発生しない。	×

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

深谷市内に位置する計画地は、埼玉県が産業集積のために造成した川本春日丘工業団地内に位置しており、用途地域は工業専用地域であり、一般の住居地域とは一定の距離を有している。

計画地は廃棄物処理施設の設置に十分な面積を有しており、また、主要地方道熊谷寄居線や一般県道小江川本田線から工業団地までのアクセス路も整備され廃棄物の安全な運搬が可能である。

そのため、計画地は本事業を実施するうえで、適した立地環境であると考ええる。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地の選定理由は、上項のとおりであり、このような条件を備える代替地を選定することは難しく、対象事業実施区域の変更は困難であると考えられる。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6-3 及び表 6-4 に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表 6-5 に示すとおりである。

表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区 分	調査計画書作成までに 配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮して いく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項 及びその理由
環境の良好な状態の 保持を旨として留意さ れるべき配慮事項	・プラントからの排水は、ボイラの 洗浄排水等が考えられるが、こ れらは、再利用あるいは炉内 噴霧処理を行うため、本施設 からの排水は発生しない。 ・計画地は川本春日丘工業団 地として造成された平坦地であ り、本事業では計画地内の部 分的な掘削に留まる。	予測結果により、学校、病院その他 の環境の保全についての配慮が特 に必要な施設への影響が予測され る場合は、それらの影響の回避また は低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及 び自然環境の体系的 保全を旨として留意さ れるべき配慮事項	特になし。	現地調査により、計画地周辺にお いて、注目すべき種が確認された 場合は、その生息・生育環境への 影響の回避、低減に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふ れあいの確保及び快 適な生活環境の保全 を旨として留意される べき配慮事項	特になし。	予測結果により、計画地周辺の主 要な眺望景観や自然とふれあう場 への影響が予測される場合は、そ れらの影響の回避または低減に努 める。	特になし。
環境への負荷の低減 を旨として留意される べき配慮事項	特になし。	廃棄物等の排出抑制及びリサイク ルに努める。 温室効果ガスの排出抑制に努める。	特になし。